

## 千葉県警察インターンシップ実施要領の制定について

平成 27 年 4 月 1 日  
例規（警）第 18 号  
警察 本 部 長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

### 千葉県警察インターンシップ実施要領

#### 第 1 趣旨

この要領は、千葉県警察が実施するインターンシップに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 用語の定義

この要領において、「インターンシップ」とは、警察への就業意識の向上を目的として、署において学生を受け入れて行う就業体験実習をいう。

#### 第 3 対象者

インターンシップ（以下「実習」という。）の対象者は、原則として、県内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び高等学校（以下「教育機関」という。）の学生又は生徒（以下「学生等」という。）とする。

#### 第 4 実施所属

実習を受け入れる所属は、教育機関の所在地を管轄する署（以下「受入署」という。）とする。

#### 第 5 実施体制

##### 1 統括責任者

- (1) 県本部に統括責任者を置き、警務部警務課長をもって充てる。
- (2) 統括責任者は、実習の実施を統括する。

##### 2 統括指導者

- (1) 県本部に統括指導者を置き、警務部警務課管理官（任用）をもって充てる。
- (2) 統括指導者は、統括責任者の任務を補佐するものとする。

##### 3 実習責任者

- (1) 受入署に実習責任者を置き、署長をもって充てる。
- (2) 実習責任者は、教育機関の代表者と調整を行い、受入体制を確立するとともに、実習計画を策定するものとする。

##### 4 実習副責任者

- (1) 受入署に実習副責任者を置き、次長をもって充てる。
- (2) 実習副責任者は、実習責任者の任務を補佐するものとする。

##### 5 実習指導者

- (1) 受入署に実習指導者を置き、署の警務課長をもって充てる。
- (2) 実習指導者は、実習責任者の指揮を受け、実習の円滑な実施を図るものとする。

##### 6 実習担当者

- (1) 実習責任者は、署の警務課の巡査部長以上の階級にある警察官を実習担当者に指定するものとする。
- (2) 実習担当者は、実習責任者の指揮を受け、個別の実習について指導を行うものとする。

#### 第6 学生等の受入れ手続等

- 1 実習は、教育機関の代表者との協議により行うものとする。
- 2 実習責任者は、教育機関の代表者から実習の申込みを受けた場合、千葉県警察インターンシップ実習生受入申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）及び千葉県警察インターンシップ実習生個人票（別記第2号様式。以下「個人票」という。）の提出を受けるものとする。
- 3 実習責任者は、学生等の受入れを決定した場合、千葉県警察インターンシップ実習生決定通知書（別記第3号様式。以下「決定通知書」という。）により教育機関の代表者に通知するものとする。
- 4 実習責任者は、実習の実施に関し、教育機関の代表者と、覚書を締結するものとする。
- 5 実習責任者は、実習開始日までに、教育機関の代表者を通じ、受け入れる学生等（以下「実習生」という。）から誓約書（別記第4号様式）の提出を受けるものとする。また、教育機関の代表者を通じ、誓約事項の遵守について実習生に対する指導を徹底させるものとする。

#### 第7 実習期間

実習期間は、5日以内とする。

#### 第8 実習時間

実習時間は、千葉県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成4年本部訓令第23号）第5条に規定する通常勤務の職員の例によるものとする。ただし、特に必要と認められる場合には、実習責任者が別に定めるものとする。

#### 第9 実習内容

実習内容は、署、交番、駐在所及び街頭における警察業務の見学並びに交通安全、防犯運動、犯罪被害者支援等の広報活動とし、危険が生じる業務に従事させてはならない。

#### 第10 報酬等

実習生に対して、報酬・賃金、交通費、食費等その他一切の金品は負担しない。

#### 第11 保険の加入

実習生の受け入れに当たっては、傷害保険及び賠償責任保険の加入を必須とし、実習責任者は、教育機関の代表者を通じ、実習生の保険の加入状況を確認するものとする。

#### 第12 実習計画の策定等

実習責任者は、署の事情に応じた実施体制を確立するとともに、インターンシップ実施計画書（別記第5号様式）を作成し、実習開始日の1週間前までに、統括責任者に報告するものとする。また、申請書、個人票、決定通知書、誓約書その他実施に伴い作成し、又は提出を受けた書類は、その写しを統括責任者にその都度送付するものとする。

#### 第13 実習の中止

実習責任者は、次の1から3までのいずれかに該当すると認められるときは、統括責任者と協

議の上、実習を中止することができる。この場合、実習責任者は、その旨を教育機関の代表者に通知するものとする。

- 1 実習生が、第6の5の誓約書の誓約事項に反する行為を行ったとき。
- 2 実習を継続することにより、業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあると判断したとき。
- 3 その他実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

#### 第14 事故防止等

- 1 実習責任者は、実習中における各種事故防止に努めるものとする。
- 2 実習責任者は、実習中に実習生に関わる事故を認知した場合には、統括責任者へ速やかに報告するものとする。

#### 第15 実習結果の報告

実習責任者は、実習生にインターンシップ実習日誌（別記第6号様式）を作成させ、その写しを統括責任者に送付するものとする。

#### 第16 その他

この要領に定めるほか、実習の運用に関して必要な事項は、統括責任者が別に定めるものとする。

以下様式省略